**○文部科学省告示第十三号**

昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）第二号の規定に基づき、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月三十日

文部科学大臣　下村　博文

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示（平成二十二年文部科学省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

表環球日本語学習院進学特別課程二年コース及び進学特別課程一年半コースの項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 環球日本語学習院進学特別課程二年コース及び進学特別課程一年半コース | 宮城県仙台市 | 平成二十六年四月一日 |

表東京国際大学付属日本語学校準備教育課程4月コース及び準備教育課程10月コースの項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| メロス言語学院日本語総合準備教育2年課程及び日本語総合準備教育1年6ヶ月課程 | 東京都豊島区 | 平成二十六年四月一日 |

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○農林水産省告示第百四十四号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第十三条第四項の規定に基づき、株式会社科学飼料研究所から代表者の氏名について、次のように変更した旨の届出があったので、同法第五十四条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　代表者の氏名の変更

| 変更前 | 室屋　光彦 |
|---|---|
| 変更後 | 石井　智実 |

二　変更の年月日　平成二十五年七月一日

**○農林水産省告示第百四十五号**

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項の規定に基づき、平成二十三年二月一日農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月三十日

農林水産大臣　林　芳正

表株式会社日本政策金融公庫の項中

「

| | |
|---|---|
| 平成二十五年七月一日から平成二十五年九月三十日まで | 年九厘八毛 |

」を

「

| | |
|---|---|
| 平成二十五年七月一日から平成二十五年九月三十日まで | 年九厘八毛 |
| 平成二十五年十月一日から平成二十五年十二月三十一日まで | 年九厘七毛 |
| 平成二十六年一月一日から平成二十六年三月三十一日まで | 年九厘八毛 |

」に

改め、同表沖縄振興開発金融公庫の項中

「

| | |
|---|---|
| 平成二十五年七月一日から平成二十五年九月三十日まで | 年五厘九毛 |

」を

「

| | |
|---|---|
| 平成二十五年七月一日から平成二十五年九月三十日まで | 年五厘九毛 |
| 平成二十五年十月一日から平成二十五年十二月三十一日まで | 年八厘七毛 |
| 平成二十六年一月一日から平成二十六年三月三十一日まで | 年五厘七毛 |

」に

改める。

**○農林水産省告示第百四十六号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月一日　第三号

二　登録認定機関の名称及び住所

株式会社オーガニック認定機構　福岡県福岡市博多区比恵町一―八

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物及び生産情報公表養殖魚

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

福岡県福岡市博多区比恵町一―八

**○農林水産省告示第百四十七号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月一日　第十一号

二　登録認定機関の名称及び住所

株式会社オーガニック認定機構　福岡県福岡市博多区比恵町一―八

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

福岡県福岡市博多区比恵町一―八

**○農林水産省告示第百四十八号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月一日　第十八号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人日本オーガニックアンドナチュラルフーズ協会　東京都中央区京橋三丁目五番三号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都中央区京橋三丁目五番三号

**○農林水産省告示第百四十九号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月三十日

農林水産大臣　林　芳正